



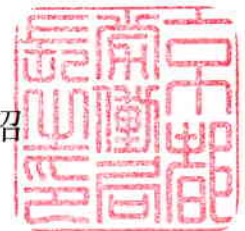
特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見
聴取に関する公示

京都労働局一般公示第5号

京都地方最低賃金審議会は、下記の最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、京都府の区域内で下記の最低賃金の適用を受ける事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成29年8月14日（月）までに、京都地方最低賃金審議会（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地 京都労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

平成29年7月24日

京都労働局長 高井 吉昭



記

京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

京都府各種商品小売業最低賃金

京都府自動車（新車）小売業最低賃金